証券コード　3480
平成31年1月9日

株　主　各　位

京都市下京区因幡堂町655番地
株式会社ジェイ・エス・ビー
代表取締役社長　田中　剛

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年1月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　平成31年1月25日（金曜日）午前10時30分
2．場　　所　京都市下京区烏丸高辻東入ル高橋町630番地
ホテル日航プリンセス京都3階　「ローズ」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項
報告事項
1．第30期（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第30期（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案　取締役10名選任の件
第2号議案　補欠監査役1名選任の件
第3号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jsb.co.jp/）に掲載させていただきます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jsb.co.jp/）に掲載しております。

① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年11月１日から
平成30年10月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業業績のもと、旺盛な設備投資や雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しをはじめ、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、米国政権の政策運営や保護主義の高まりに加え、米中貿易摩擦の拡大、相次ぐ自然災害による経済への影響等、不安定な外部環境が継続いたしました。

このような経営環境のもと、当社グループの主たる顧客層である学生の動向におきましては、平成30年春の大学・短期大学進学率（過年度卒を含む）は57.9％と前年度より0.6ポイント上昇し、前年同様に過去最高となり、また、大学（大学院を含む）の学生数は290.9万人と前年より1.8万人増加し、前年に引き続き増加いたしました。（文部科学省「平成30年度学校基本調査（速報値）」）

これら進学率や学生数の動向を背景に、当社グループの主力事業であります不動産賃貸管理事業におきましては、当初計画を上回る物件管理戸数の増加や、高水準の入居率を維持したことにより家賃関連売上高は順調に推移いたしました。

高齢者住宅事業では、当期の新規拠点展開計画の一部について、グループホーム及び介護付有料老人ホーム事業をグループ外部からの事業譲受という形式で実施いたしました。事業譲受によることで、当初計画していた開業準備費用が圧縮され、翌期以降を想定していた新規拠点展開による当社連結決算への収益貢献が早期に実現したこともあり、事業利益は当初計画を上回ることとなりました。

一方、費用面では『ＵｎｉＬｉｆｅ』ブランドの浸透・認知度向上を目的とした広告宣伝活動の積極展開、情報セキュリティ強化や基幹システム刷新へ向けたシステム関連費用の増加、新旧システムの並行稼働に伴う人件費増加等もあり、連結営業利益・連結経常利益では概ね当初計画通りに推移いたしました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、保有不動産の売却による固定資産売却益の計上、平成30年７月の新株式発行及び株式の売出しに伴う主要株主に係る議決権所有割合の異動により、留保金課税の適用対象外となり、法人税額が減少したため、当初計画を上回ることとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は38,940,140千円（前期比6.9％増）、経常利益2,890,833千円（同9.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,078,791千円（同34.1％増）となりました。

セグメントの業績概況は次のとおりであります。

(不動産賃貸管理事業)

物件管理戸数の増加（前期比2,498戸増 62,183戸※４月末現在）や借上・自社所有物件の入居率（前期99.9% 当期99.9%※４月末現在）も高水準を維持したことから、学生マンションの家賃収入をはじめ、各種不動産賃貸関連サービス収入は順調に推移いたしました。

コスト面ではＷｅｂ広告やテレビCMの放映をはじめとした広告宣伝活動を積極的に行ったことにより広告宣伝費が増加いたしました。

また、情報セキュリティの強化、業務効率化等を目的とした基幹システム刷新へ向けたシステム関連費用の増加やシステム刷新に係る新旧システムの並行稼働に伴う人件費の増加等、コスト面での増加はありましたが、これらは当社グループにおける成長戦略へ向けた取り組みの一環としての戦略的投資と位置付けております。

その結果、売上高36,613,730千円（前期比7.5%増）、セグメント利益4,231,366千円（同3.3%増）となりました。

(高齢者住宅事業)

前連結会計年度における黒字化を背景に、入居率の向上や介護サービスの拡充への取り組み強化のもと、高齢者施設の入居率も高水準を維持いたしました。（前期91.3% 当期95.5%※新拠点分除く４月末現在）

また、経験と実績のある京都嵐山において、平成30年５月に『グランメゾン迎賓館京都嵐山Ⅱ』をオープンし、さらに同年８月に『グランメゾン輪舞館大津真野（新名称）』、同年９月に『グランメゾン迎賓館京都鳴滝（新名称）』、『グランメゾン輪舞館京都羽束師（新名称）』をグループ外部から事業を譲り受け、関西地区を中心に事業方針であるドミナント戦略を推し進めることにより、地域に根差したサービスの拡充・競争力の強化に努めてまいりました。

当該事業では、当初計画を上回るセグメント利益となりましたが、当連結会計年度において、前述の事業譲受に係るアドバイザリー報酬等の計上や人員増加に伴う人件費等、コスト面での負担も増加したため、対前期においてはセグメント利益は減少いたしました。

その結果、売上高1,848,756千円（前期比10.6%増）、セグメント利益107,814千円（同26.7%減）となりました。

(その他)

学生向けの企業説明会や就職セミナー情報の提供を通じた各種支援サービスの提供と、外国人留学生向けの日本語学校の運営による教育事業等を進めてまいりました。

当事業区分については、当社グループの主力事業に対する後方支援的な位置付けを担うことから、前期比では低調なものの、潜在的な効果として主力事業の事業収益へ寄与しているものと考えております。

また、前連結会計年度におきまして、不動産販売事業における販売用不動産の売上計上があった（当連結会計年度での計上なし）ことも対前期で低調となった要因となります。

その結果、売上高477,652千円（前期比30.1%減）、セグメント損失7,313千円（前期はセグメント損失3,949千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は3,018,636千円であり、これは主として自社物件の開発によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、株式会社関西アーバン銀行と金銭消費貸借契約を締結し、400,000千円の資金調達を行いました。

また当連結会計年度において、公募増資及びオーバーアロットメントに係る第三者割当増資による新株式発行により、1,571,901千円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社及び当社子会社の株式会社グランユニライフケアサービスは、平成30年８月１日付及び平成30年９月１日付で、株式会社ピュアロージュよりグループホーム事業及び介護付有料老人ホーム事業を譲り受けました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	(参考) 第 27 期 (平成27年10月期)	(参考) 第 28 期 (平成28年10月期)	第 29 期 (平成29年10月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (平成30年10月期)
売上高（千円）	32,058,755	34,063,698	36,428,341	38,940,140
経常利益（千円）	1,419,408	2,063,834	2,638,952	2,890,833
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	811,629	1,187,197	1,550,701	2,078,791
１株当たり当期純利益（円）	201.64	295.15	375.60	462.42
総資産（千円）	21,102,414	23,642,888	27,221,926	29,933,443
純資産（千円）	5,432,240	6,483,819	9,267,223	12,621,043
１株当たり純資産（円）	1,345.61	1,613.69	2,097.10	2,683.83

（注）１．第29期より「会社計算規則」に基づく連結計算書類を作成しております。

２．第27期及び第28期については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成した連結財務諸表の数値をご参考までに記載しております。

３．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

４．当社は、平成29年５月26日付で株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 27 期 (平成27年10月期)	第 28 期 (平成28年10月期)	第 29 期 (平成29年10月期)	第 30 期 (当事業年度) (平成30年10月期)
売　上　高（千円）	28,436,436	29,588,885	31,635,252	33,674,636
経　常　利　益（千円）	1,392,765	1,528,523	1,840,808	2,300,010
当　期　純　利　益（千円）	803,348	904,792	1,162,585	1,773,647
1株当たり当期純利益　(円)	199.58	224.94	281.60	394.54
総　資　産（千円）	19,635,109	22,102,142	25,052,861	27,658,436
純　資　産（千円）	5,040,540	5,850,213	8,234,004	11,302,341
1 株当たり純資産　(円)	1,248.59	1,456.00	1,863.29	2,403.38

(注) 1．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2．当社は、平成29年5月26日付で株式1株につき50株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況等

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク	50百万円	100%	学生向け不動産の仲介 建物管理業･入居者管理業務
総合管財株式会社	50百万円	100%	ファシリティマネジメント
リビングネットワークサービス株式会社	10百万円	100%	家賃債務保証業
株式会社ＯＶＯ	80百万円	100%	学生向けの就職支援
株式会社グランユニライフケアサービス北日本	10百万円	100%	介護サービス業 食堂運営
株式会社グランユニライフケアサービス東京	10百万円	100%	食堂運営
株式会社グランユニライフケアサービス	10百万円	100%	介護サービス業 食堂運営
株式会社グランユニライフケアサービス九州	10百万円	100%	介護サービス業 食堂運営
株式会社ジェイ・エス・ビー・フードサービス	50百万円	100%	フードサービス

(注) 1．平成30年８月21日付で、株式会社ジェイ・エス・ビー・フードサービスを設立いたしました。
2．平成30年９月１日付で、株式会社グランユニライフケアサービス関西は、商号を株式会社グランユニライフケアサービスに変更しております。

⑷ 対処すべき課題

① 学生マンション事業への注力

不動産業界におきましては、事業環境は改善傾向にあるものの、地価及び建設費の高騰、米国の政治経済情勢及び消費税再増税の動向に対する影響懸念等もあり、先行きには不透明感を残しております。そのような環境にあっても、当社グループは引き続き持続的な成長を実現するため、情報収集力、物件の市場競争力、入居者サービスを一層強化してまいります。当社グループの主力事業である学生マンションの企画・賃貸及び管理の事業を拡充し、効率的な事業運営を展開することにより、安定的な収益の確保に努めてまいります。

イ．情報収集及び他社との差別化を図る特色ある物件の企画開発強化

物件開発においては「土地の有効活用」を第一に、業務受託数の確保のため、不動産オーナー及び金融機関・建設業者等との協力・連携により、新規案件の情報収集及びコスト低減の強化を図ってまいります。また立地環境等を慎重に検討したうえで、自社開発により長期安定的な運営を目的とした物件開発にも取り組んでまいります。

一方、物件自体の魅力を高めるため、独自の設備機器や新しいセキュリティシステムを導入した物件企画を主としながら、シンプルでリーズナブルな物件、デザイン性が高い物件など、特色のある物件の企画提案を行ってまいります。同時に既存の物件についても、設備面のリニューアルを行うほか、家具家電付きデザインルームや食事付きマンションといった物件の付加価値を高める取り組みを行い、多様な借り手のニーズに対応してまいります。

ロ．総合的なサービス提供の拡充

物件運営においては、建物維持管理や家賃回収代行などのサービス、24時間の管理体制に加え、入居者からの問合せ受付や連絡事項の告知などを行う入居者ポータルサイトの運営、食育・健康の観点から健全な食生活をサポートする食堂運営、医療面をサポートする24時間メディカルサービス、学生の就職活動等を支援するサービスなど、当社グループの主たる顧客層である学生の入居期間中、卒業までの総合的なサービスを提供すべく体制を拡充強化してまいります。

ハ．留学生をターゲットとした物件の企画・運営・管理

当社グループでは、政府が「留学生30万人計画」に基づき進める外国人留学生の受け入れ拡大政策に対応し、当社グループが培ってきたノウハウを生かすべく、留学生をターゲットとする物件、国際交流寮等の企画・運営、また、留学生向けの仲介業務にも取り組んでまいります。

② 高齢者住宅事業による新成長ドライバーの確立

当社グループでは、来たる超高齢化社会に対応するため、これまでの学生マンション事業で得た経験と実績を生かし、高齢者住宅事業に取り組んでおります。将来的にわが国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は３人に１人となり、一人暮らし高齢者数も増加すると推計されております（内閣府「平成30年版　高齢社会白書」）。こうした将来を見据え、物件開発においては、不動産オーナーに対し高齢者向け住宅の企画提案を行うほか、立地環境等に応じ、学生と高齢者がともに住まう「共生型賃貸集合住宅」も提案して新しいコミュニティ形成を図ってまいります。

引き続き既存の高齢者向け住宅における高稼働の維持、入居者を主たる対象とした介護サービス等の提供力向上及び運営の良質化に努めるとともに、新規物件の受託及び多様なニーズに応える住宅バリエーションの構築に注力してまいります。

今後は学生マンション事業と高齢者住宅事業で培った住環境構築ノウハウを活用することにより、当社グループの経営理念である「安心・安全・快適・環境・健康・福祉」を具現化するとともに、『学生マンション総合プロデュース企業』から『共生創造企業』への成長を目指してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、経営の効率性及び透明性を高め、株主の皆様をはじめ、顧客や従業員など全てのステークホルダーの信頼を確保するとともに、持続的な企業価値の向上を目指すために、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な課題であると認識しております。今後とも、適切な組織体制と人員配置を一層推進し、業務執行体制や内部統制の整備を通じて、コーポレート・ガバナンスを充実・強化してまいります。

④ 多様な人材の活用

当社グループは、持続的な成長を担う人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。今後も、社員教育制度の拡充に努めるとともに、多様な人材が活躍できる企業風土の醸成、特に女性社員の積極的な活用を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（平成30年10月31日現在）

当社グループは、主に学生を対象としたマンションの企画提案、竣工後の建物の賃貸運営及び管理業務を行っております。

具体的には、当社オリジナル仕様の学生マンション等を不動産オーナーに企画提案し、建物が竣工した後は当社が一括借上を行い、オーナーに対する家賃保証を行ったうえで、学生等の入居者に転貸する事業を行っております。また、不動産オーナーと入居者間で賃貸借契約を締結する運営方式の場合には、入居に応じ当社にて家賃回収代行を行っております。なお、建物メンテナンスや入居者サポート業務、アセットマネジメント会社からのプロパティマネジメント業務の受託及び大学等からの学生寮の企画・運営業務の受託も行っております。

その他、不動産オーナー等に対する主としてサービス付き高齢者向け住宅による不動産の活用の企画提案、竣工後の当社による一括借上での運営業務受託、入居者斡旋及び入居者の他、一部近隣住民等も対象とした介護サービスの提供を行っております。

⑹ **主要な事業所**（平成30年10月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	京都市下京区因幡堂町655番地
東京本部	東京都新宿区西新宿一丁目６番１号
札幌支社	札幌市北区北七条西四丁目３番１号
仙台支社	仙台市青葉区中央一丁目10番１号
名古屋支社	名古屋市中村区椿町７番１号
大阪支社	大阪市東淀川区東中島一丁目20番14号
岡山支社	岡山市北区奉還町一丁目２番７号
福岡支社	福岡市早良区西新四丁目９番35号

② 子会社等

株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク	東京都新宿区西新宿一丁目６番１号
総合管財株式会社	京都市下京区因幡堂町655番地
リビングネットワークサービス株式会社	京都市下京区稲荷町521番地
株式会社ＯＶＯ	京都市下京区因幡堂町655番地
株式会社グランユニライフケアサービス北日本	仙台市青葉区中央一丁目10番１号
株式会社グランユニライフケアサービス東京	東京都新宿区西新宿一丁目６番１号
株式会社グランユニライフケアサービス	京都市下京区因幡堂町655番地
株式会社グランユニライフケアサービス九州	福岡市早良区西新四丁目９番35号
株式会社ジェイ・エス・ビー・フードサービス	京都市下京区因幡堂町655番地

⑺ **使用人の状況**（平成30年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産賃貸管理事業	601（273）名	56名増（36名増）
高齢者住宅事業	174 （92）	45名増 （8名増）
その他	30 （21）	2名増 （4名増）
全社（共通）	70 （13）	－ （6名増）
合計	875（399）	103名増（54名増）

（注）使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー等を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しており、１人当たり１日８時間換算にて算出したものであります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	119名	1名減	42.8歳	10.9年
女性	74名	5名増	35.5歳	7.6年
合計又は平均	193名	4名増	40.0歳	9.6年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。また、出向者には当社グループ間の出向者も含まれます。なお、臨時雇用者数（パートタイマー等を含む。）は含まれておりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成30年10月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社関西アーバン銀行	2,466,825千円
株式会社三菱UFJ銀行	2,259,155千円
株式会社りそな銀行	1,520,737千円
株式会社佐賀銀行	1,096,087千円
株式会社北洋銀行	674,605千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

① 損害賠償請求訴訟について

平成26年５月22日付にて、有限会社オリエント興産外２名から、当社外５名を被告とする損害賠償請求を神戸地方裁判所において提起され、現在係争中であります。原告らは、当社が平成25年10月１日付で吸収合併した株式会社第一都市計画が原告有限会社オリエント興産との間で設計監理契約を締結した建物に瑕疵が存在するとして、その損害賠償を求めておりますが、当社としては原告らの請求はいずれも不当なものであると考えており、その旨裁判手続きにおいて主張してまいりました。本件訴訟の判決言渡期日は、平成30年12月27日（予定）であります。

② 当社株式の東京証券取引所市場第一部指定について

当社株式は、平成30年７月20日付で、株式会社東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄へ指定されました。

③ 子会社間における事業譲渡及び吸収合併

当社子会社である株式会社グランユニライフケアサービス東京の全事業ならびに株式会社グランユニライフケアサービス北日本、株式会社グランユニライフケアサービス及び株式会社グランユニライフケアサービス九州のフードサービス事業は、平成30年11月１日付で、株式会社ジェイ・エス・ビー・フードサービスへ譲渡されております。また同日付で、株式会社グランユニライフケアサービスを存続会社、株式会社グランユニライフケアサービス北日本及び株式会社グランユニライフケアサービス九州を消滅会社とする吸収合併を行っております。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（平成30年10月31日現在）

① 発行可能株式総数　16,148,000株

② 発行済株式の総数　4,721,300株

（注）公募増資及びオーバーアロットメントに係る第三者割当増資により、発行済株式の総数は283,200株増加しております。

③ 株主数　3,032名

④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
岡　靖子	1,930,000株	41.04%
日本トラスティ・サービス信託銀行　株式会社（信託口）	565,200株	12.01%
OMインベストメント　株式会社	285,000株	6.06%
森トラスト　株式会社	133,100株	2.83%
BNYMSANV　RE　BNYMSANV　DUB　RE YUKI　ASIA 常任代理人　株式会社　三菱ＵＦＪ銀行	113,200株	2.40%
三菱ＵＦＪキャピタル４号投資事業有限責任組合	106,800株	2.27%
STATE　STREET　BANK　AND　TRUST　COMPANY　505019 常任代理人　香港上海銀行　東京支店	96,600株	2.05%
株式会社　関西アーバン銀行	78,900株	1.67%
株式会社　シティビルサービス	66,100株	1.40%
日本マスタートラスト信託銀行　株式会社（信託口）	63,900株	1.35%

（注）１．持株比率は自己株式（19,105株）を控除して計算しております。

２．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年10月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	岡　靖子	
代表取締役社長	田中　剛	
専務取締役	近藤雅彦	営業推進本部長
取締役	林　健児	管理本部長兼秘書室長
取締役	山本貴紀	高齢者事業本部長兼業務統括部長
取締役	白石徳生	株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長　監査部担当
取締役	遠藤富祥	公認会計士遠藤富祥事務所所長
取締役	鈴木康之	弁護士法人鈴木康之法律事務所代表
常勤監査役	豊田昭欣	
監査役	平口　勲	平口税理士事務所所長
監査役	角本　武	角本武税理士事務所所長

（注）1．取締役のうち白石徳生氏、遠藤富祥氏及び鈴木康之氏は、社外取締役であります。
2．監査役のうち平口 勲氏及び角本 武氏は、社外監査役であります。
3．監査役平口 勲氏及び監査役角本 武氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、取締役白石徳生氏及び取締役鈴木康之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

③　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (3名)	128,100千円 (10,800千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	10,320千円 (1,920千円)
合計 （うち社外役員）	11名 (5名)	138,420千円 (12,720千円)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬等の限度額は、平成28年10月14日開催の臨時株主総会において年額1,000,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内）と決議いただいております。また別枠で、同臨時株主総会において、社外取締役を除く取締役のストック・オプション報酬額として年額97,500千円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬等の限度額は、平成16年12月24日開催の第15回定時株主総会において年額70,000千円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役白石徳生氏は株式会社ベネフィット・ワンの代表取締役社長であり、当社は同社の福利厚生サービスの提供を受けております。

・取締役遠藤富祥氏は公認会計士及び税理士であり、公認会計士遠藤富祥事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役鈴木康之氏は弁護士であり、弁護士法人鈴木康之法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役平□　勲氏及び監査役角本　武氏は税理士であり、それぞれ税理士事務所の所長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　白石徳生	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。企業経営者としての経験と知見から、必要に応じ発言を行っております。
取締役　遠藤富祥	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての経験や専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
取締役　鈴木康之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。主に弁護士としての経験や専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監査役　平□　勲	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。主に税理士としての経験や専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監査役　角本　武	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。主に税理士としての経験や専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社子会社の計算書類監査の状況
該当事項はありません。

④ 非監査業務の内容
当社は有限責任監査法人トーマツに対して、新株式発行及び株式売出しに係るコンフォートレター関連業務等に対し、対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案のうえ安定した配当政策を実施することを基本方針としつつ、自己株式取得については時期及び財務状況等に応じて実施いたします。今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と株主価値の増大に努めてまいります。
これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき40円（うち東京証券取引所市場第一部指定記念配当４円）とさせていただく予定です。

連結貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**9,734,317**	**流動負債**	**6,599,990**
現金及び預金	8,188,820	営業未払金	352,578
営業未収入金	585,620	短期借入金	66,000
たな卸資産	127,285	1年内償還予定の社債	61,440
繰延税金資産	300,042	1年内返済予定の長期借入金	790,225
その他	533,928	未払法人税等	514,242
貸倒引当金	△1,381	前受金及び営業預り金	3,452,350
固定資産	**20,199,125**	前受収益	605,837
有形固定資産	**15,975,378**	賞与引当金	223,543
建物及び構築物	9,622,299	その他	533,773
機械装置及び運搬具	22,347	**固定負債**	**10,712,409**
工具、器具及び備品	172,331	社債	121,360
土地	5,239,108	長期借入金	8,149,615
リース資産	20,149	長期預り敷金保証金	2,129,174
建設仮勘定	899,141	繰延税金負債	4,911
無形固定資産	**679,739**	退職給付に係る負債	217,012
投資その他の資産	**3,544,008**	資産除去債務	37,164
投資有価証券	551,215	その他	53,170
長期貸付金	63,486		
敷金及び保証金	2,478,295	**負債合計**	**17,312,399**
退職給付に係る資産	188,894	**株主資本**	**12,408,595**
繰延税金資産	42,573	**資本金**	**2,512,614**
その他	342,154	**資本剰余金**	**2,392,614**
貸倒引当金	△122,611	**利益剰余金**	**7,525,067**
		自己株式	**△21,702**
		その他の包括利益累計額	**211,291**
		その他有価証券評価差額金	239,625
		繰延ヘッジ損益	△4,090
		退職給付に係る調整累計額	△24,244
		新株予約権	**1,157**
		純資産合計	**12,621,043**
資産合計	**29,933,443**	**負債・純資産合計**	**29,933,443**

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年11月１日から
平成30年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**38,940,140**
売上原価		**33,003,532**
売上総利益		**5,936,607**
販売費及び一般管理費		**2,978,394**
営業利益		**2,958,212**
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,287	
受取手数料	8,523	
受取返戻金	38,458	
貸倒引当金戻入額	10,260	
その他	20,642	93,172
営業外費用		
支払利息	119,092	
資金調達費用	33,351	
その他	8,108	160,552
経常利益		**2,890,833**
特別利益		
固定資産売却益	193,010	193,010
特別損失		
固定資産除却損	8,284	8,284
税金等調整前当期純利益		**3,075,558**
法人税、住民税及び事業税	1,043,295	
法人税等調整額	△46,528	996,767
当期純利益		**2,078,791**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,078,791**

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**7,490,268**	**流動負債**	**5,796,209**
現金及び預金	6,131,829	営業未払金	558,310
営業未収入金	284,301	1年内償還予定の社債	50,240
貯蔵品	23,307	1年内返済予定の長期借入金	712,713
前払費用	242,243	リース債務	23,222
未収入金	411,201	未払金	120,829
立替金	64,306	未払費用	69,597
繰延税金資産	115,643	未払法人税等	465,228
その他	217,694	未払消費税等	57,865
貸倒引当金	△259	前受金及び営業預り金	3,293,616
固定資産	**20,168,167**	前受収益	359,191
有形固定資産	**15,779,435**	預り金	37,725
建物	9,311,479	賞与引当金	45,898
構築物	130,461	その他	1,771
機械及び装置	22,087	**固定負債**	**10,559,885**
車両運搬具	50	社債	102,960
工具、器具及び備品	147,326	長期借入金	8,053,155
土地	5,249,466	リース債務	19,609
リース資産	19,390	長期預り敷金保証金	2,137,393
建設仮勘定	899,173	退職給付引当金	176,043
無形固定資産	**672,674**	資産除去債務	37,164
のれん	59,513	その他	33,561
商標権	6,065	**負債合計**	**16,356,095**
ソフトウェア	168,989	**株主資本**	**11,065,648**
リース資産	17,054	**資本金**	**2,512,614**
その他	421,051	**資本剰余金**	**2,392,614**
投資その他の資産	**3,716,058**	資本準備金	2,392,614
投資有価証券	548,715	**利益剰余金**	**6,182,121**
関係会社株式	462,646	利益準備金	30,000
長期未収入金	97,497	その他利益剰余金	6,152,121
長期貸付金	63,486	別途積立金	410,000
長期前払費用	211,018	繰越利益剰余金	5,742,121
敷金及び保証金	2,231,073	**自己株式**	**△21,702**
前払年金費用	183,455	**評価・換算差額等**	**235,535**
繰延税金資産	11,708	その他有価証券評価差額金	239,625
その他	12,808	繰延ヘッジ損益	△4,090
貸倒引当金	△106,351	**新株予約権**	**1,157**
		純資産合計	**11,302,341**
資産合計	**27,658,436**	**負債・純資産合計**	**27,658,436**

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（平成29年11月1日から
平成30年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**33,674,636**
売上原価		**28,727,474**
売上総利益		**4,947,161**
販売費及び一般管理費		**2,863,670**
営業利益		**2,083,490**
営業外収益		
受取利息	3,332	
受取配当金	281,982	
受取手数料	50,789	
受取返戻金	38,458	
その他	22,221	396,784
営業外費用		
支払利息	141,248	
資金調達費用	32,713	
その他	6,303	180,265
経常利益		**2,300,010**
特別利益		
固定資産売却益	183,800	183,800
特別損失		
固定資産除却損	2,323	2,323
税引前当期純利益		**2,481,487**
法人税、住民税及び事業税	715,733	
法人税等調整額	△7,893	707,839
当期純利益		**1,773,647**

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年12月10日

株式会社ジェイ・エス・ビー
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　尾　仲　伸　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジェイ･エス･ビーの平成29年11月１日から平成30年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・エス・ビー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年12月10日

株式会社ジェイ・エス・ビー
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　尾　仲　伸　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジェイ･エス･ビーの平成29年11月１日から平成30年10月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年11月１日から平成30年10月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年12月11日

株式会社ジェイ・エス・ビー　監査役会

常勤監査役　豊田　昭欣　㊞

社外監査役　平口　勲　㊞

社外監査役　角本　武　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役10名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役全員（８名）は任期満了となりますので、経営体制強化のため２名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	おか　やすこ 岡　靖子 (昭和37年1月14日生)	昭和57年４月　京都公証人合同役場勤務 昭和60年４月　京都市勤務 昭和63年３月　京都市退職 平成25年９月　当社取締役就任 平成26年４月　当社代表取締役会長就任（現任）	1,930,000株
2	たなか　つよし 田中　剛 (昭和28年8月6日生)	昭和51年４月　株式会社東洋事務機工業（現株式会社東洋）入社 昭和60年４月　株式会社京都学生情報センター入社 平成２年７月　当社取締役就任 平成７年３月　株式会社ジェイ・エス・ビー東京（現株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク）代表取締役就任 平成７年４月　当社常務取締役就任　首都圏地区統括担当 平成８年６月　当社企画開発本部西日本企画開発部門担当 平成８年７月　当社営業事業本部長 平成10年８月　当社西日本営業本部長 平成12年12月　株式会社シティビルサービス代表取締役副社長就任 平成14年２月　当社システム開発本部長 平成15年４月　当社取締役副社長就任 平成16年４月　当社取締役辞任 平成20年11月　株式会社シティビルサービス代表取締役社長就任 平成25年９月　当社取締役副社長就任　営業部門統括 平成26年４月　当社代表取締役社長就任　営業部門統括 平成27年６月　当社代表取締役社長　管理部門管掌 平成28年１月　当社代表取締役社長（現任）	8,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	近藤 雅彦（こんどう まさひこ） (昭和45年11月30日生)	平成７年４月　株式会社ダイエーコンビニエンスシステムズ（現株式会社ローソン）入社 平成７年12月　当社入社 平成19年４月　株式会社ジェイ・エス・ビー中国四国代表取締役就任 平成20年４月　当社執行役員就任 平成21年９月　当社賃貸事業本部長 平成21年12月　当社取締役就任 平成23年10月　当社常務取締役就任 平成26年４月　当社専務取締役就任（現任）　営業部門統括・賃貸事業本部長 平成27年６月　当社営業推進本部長 平成27年９月　株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク代表取締役就任 平成28年11月　当社営業推進本部長兼プロパティマネジメント部長 平成29年10月　当社営業推進本部長（現任）	1,000株
4	林 健児（はやし けんじ） (昭和44年９月27日生)	平成５年４月　出光興産株式会社入社 平成12年12月　株式会社日本エル・シー・エー入社 平成17年11月　横浜新港倉庫株式会社入社 平成18年６月　同社取締役就任 平成19年11月　株式会社日本エル・シー・エー入社 平成21年５月　株式会社ユー・エフ・リンクへ転籍 平成21年10月　当社入社　総務部長 平成23年１月　当社取締役就任（現任） 平成25年６月　当社メンテナンス事業本部長 平成26年４月　当社高齢者事業本部長 平成27年６月　当社営業推進本部副本部長兼西日本企画開発部長 平成28年１月　当社管理本部長 平成28年６月　当社管理本部長兼秘書室長 平成30年12月　当社管理本部長（現任）	2,500株

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	山本　貴紀（やまもと　たかのり） (昭和46年12月8日生)	平成６年４月　株式会社ジェイ・エス・ビー東京（現株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク）入社 平成７年11月　当社へ転籍 平成13年４月　株式会社船井財産コンサルタンツ福岡（現株式会社財産ネットワークス福岡）入社 平成14年10月　当社入社 平成16年４月　当社執行役員就任 平成19年４月　株式会社ジェイ・エス・ビー九州代表取締役就任 平成23年９月　当社執行役員退任 平成25年６月　当社執行役員就任　管理本部長 平成26年１月　当社取締役就任（現任） 平成26年４月　当社企画開発本部長 平成27年６月　当社高齢者事業本部長 平成29年10月　当社高齢者事業本部長兼業務統括部長（現任）	1,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	しらいし　のりお 白石　徳生 （昭和42年1月23日生）	平成２年８月　株式会社パソナジャパン（現ランスタッド株式会社）入社 平成８年３月　株式会社ビジネス・コープ（現株式会社ベネフィット・ワン）取締役就任 平成12年６月　同社代表取締役社長就任 平成24年１月　当社取締役就任（現任） 平成24年５月　株式会社保健教育センター（現株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア）取締役就任（現任） 平成25年８月　株式会社パソナグループ取締役就任 平成25年10月　BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD. Director就任（現任） 平成26年１月　BENEFIT ONE（THAILAND）COMPANY LIMITED Managing Director就任（現任） 平成28年12月　ジャパンベストレスキューシステム株式会社取締役就任（現任） 平成29年９月　株式会社ディージーワン取締役就任（現任） 平成30年４月　株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長　監査部担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長　監査部担当	20,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	えんどう　とみよし 遠藤　富祥 （昭和23年4月16日生）	昭和51年１月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和58年８月　公認会計士遠藤富祥事務所開設　所長就任（現任） 平成元年10月　東陽監査法人入所 平成９年１月　同法人代表社員就任 平成23年４月　株式会社ＯＳＧコーポレーション監査役就任 平成25年４月　当社取締役就任（現任） 平成29年４月　株式会社ＯＳＧコーポレーション取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士遠藤富祥事務所所長	－株
8	すずき　やすゆき 鈴木　康之 （昭和46年7月14日生）	平成14年10月　堀裕法律事務所（現堀総合法律事務所）入所 平成19年３月　株式会社サクセスアカデミー（現ライクアカデミー株式会社）監査役就任 平成21年３月　鈴木康之法律事務所（現弁護士法人鈴木康之法律事務所）開設　代表就任（現任） 平成22年11月　サクセスホールディングス株式会社（現ライクキッズネクスト株式会社）監査役就任 平成25年４月　当社取締役就任（現任） 平成28年３月　サクセスホールディングス株式会社（現ライクキッズネクスト株式会社）取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人鈴木康之法律事務所代表	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	※ 金井（かない）　宏之（ひろゆき） （昭和37年11月26日生）	昭和56年４月　株式会社シンエイ入社 平成５年10月　協和建設株式会社入社 平成８年４月　株式会社グリーンボックス入社 平成14年10月　株式会社リビングサービス入社 平成18年１月　当社入社 平成23年10月　当社執行役員就任（現任） 平成24年11月　当社企画開発本部長 平成26年４月　当社企画開発本部副本部長 平成27年６月　当社東日本企画開発部長 平成29年10月　当社営業推進本部副本部長兼不動産開発室長（現任）	－株
10	※ 小管（こすが）　香織（かおり） （昭和49年３月19日生）	平成６年４月　住井八幡歯科医院入職 平成11年４月　株式会社小管工務店入社 平成17年５月　当社入社 平成27年10月　株式会社ＯＶＯ代表取締役就任（現任） 平成28年１月　当社執行役員就任（現任）　秘書室長 平成28年６月　当社執行役員 平成30年12月　当社秘書室長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＯＶＯ代表取締役	500株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．白石 徳生氏は株式会社ベネフィット・ワンの代表取締役社長であり、当社は同社の福利厚生サービスの提供を受けておりますが、その取引額は当社連結売上高の0.1％未満と僅少であります。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．白石 徳生氏、遠藤 富祥氏及び鈴木 康之氏は、社外取締役候補者であります。

４．白石 徳生氏は、企業経営者としての豊富な経験・知識並びに経営に関する高い見識を有しており、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5．遠藤 富祥氏は、公認会計士及び税理士資格を有しており、当社の経営の健全性を確保するための十分な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

6．鈴木 康之氏は、弁護士資格を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

7．白石 徳生氏、遠藤 富祥氏及び鈴木 康之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、白石 徳生氏が６年、遠藤 富祥氏及び鈴木 康之氏が５年９ヶ月であります。

8．当社は、白石 徳生氏、遠藤 富祥氏及び鈴木 康之氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第４２５条第１項に定める最低責任限度額としており、白石 徳生氏、遠藤 富祥氏及び鈴木 康之氏が再任された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

9．当社は、白石 徳生氏及び鈴木 康之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。白石 徳生氏及び鈴木 康之氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

10．各候補者の「所有する当社株式の数」につきましては、平成30年10月31日現在の状況であります。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
長山　裕一（ながやま　ゆういち） (昭和23年6月12日生)	昭和47年４月　山一證券株式会社入社 平成７年４月　同社公開引受部長兼第二課長 平成10年３月　宝印刷株式会社入社 平成12年３月　長山事務所（現有限会社長山事務所）代表就任（現任） 平成18年６月　株式会社エイジア監査役就任 平成21年６月　同社取締役就任（現任） 平成22年３月　株式会社グローバルウォーター監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 有限会社長山事務所代表	－株

（注）１．長山 裕一氏は有限会社長山事務所の代表を務めており、当社は同社とＩＲ活動等に関するコンサルティング契約を締結しておりますが、その取引額は当社連結売上高の0.1％未満と僅少であります。

２．長山 裕一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．長山 裕一氏は、企業経営に関する豊富な経験・知識並びに経営に関する高い見識を有しており、監査役に就任した場合に当社の監査に反映していただくことを期待したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．長山 裕一氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

５．候補者の「所有する当社株式の数」につきましては、平成30年10月31日現在の状況であります。

第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成28年10月14日開催の臨時株主総会において、年額1,000,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内）とご承認いただいております。また、別枠で、同臨時株主総会において、社外取締役を除く取締役のストック・オプション報酬額として年額97,500千円以内とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てるための報酬を支給することといたしたく存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬枠とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額150,000千円以内と設定いたしたく存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当てのための報酬は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は８名（うち社外取締役３名）ですが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役３名）となります。

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数30千株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3．譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）は、以下の内容を含むものとします。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から３年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとします。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（4）組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組

織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

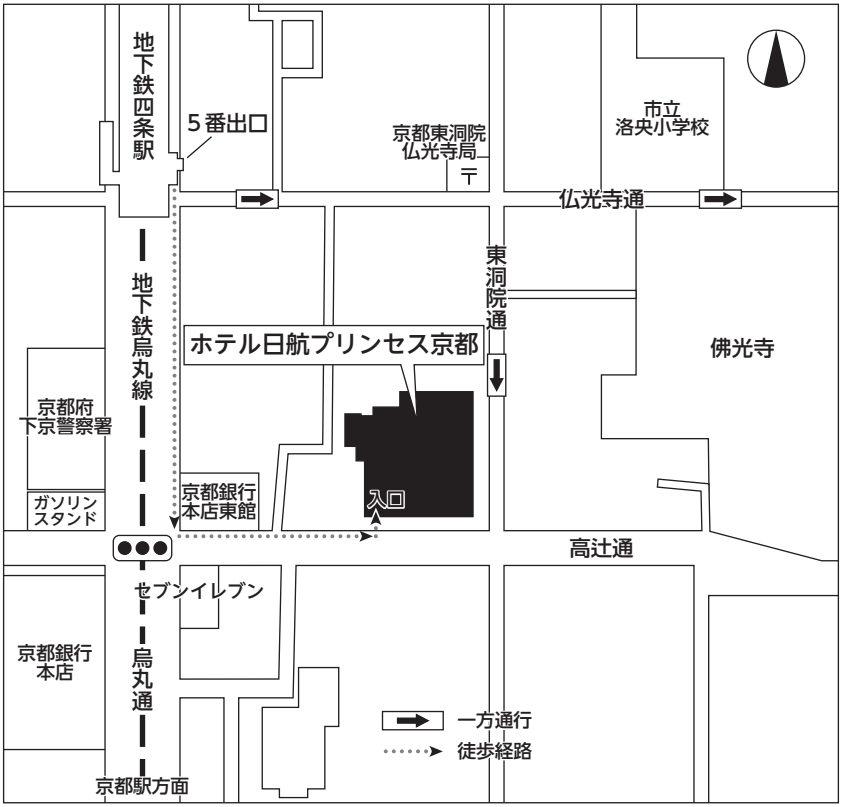
（ご参考）

本議案についてご承認いただいた場合には、当社の従業員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場：京都市下京区烏丸高辻東入ル高橋町630番地
　　ホテル日航プリンセス京都３階　「ローズ」
ＴＥＬ：075-342-2111



交通機関：地下鉄烏丸線四条駅下車　５番出口より徒歩３分
お 願 い：駐車場につきましては台数に限りがございますので、できる限り公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT